

2009年07月30日

京都工芸繊維大学と「施設等の相互利用に関する覚書」を締結

京都工芸繊維大学と「施設等の相互利用に関する覚書」を締結

平成21年7月30日(木)、本学と京都工芸繊維大学は、両大学が相互に相手校の施設やグラウンドなどを利用することを目的として、「京都工芸繊維大学と 京都ノートルダム女子大学との施設等の相互利用に関する覚書」を締結しました。この覚書は、平成21年6月19日(金)に両大学間で締結された包括協定に 基づくもので、この覚書により双方の大学は相手校の承認を得て施設等を無償で利用することができるようになったほか、校舎の建て替え期間中等に相手校の教 室等を借り受けて授業の一部を実施することが可能となりました。「施設等の相互利用に関する覚書」締結調印式は、7月30日に京都工芸繊維大学学長室で執り行われ、京都工芸繊維大学の江島義道学長と本学の藪内稔学長が署名を交換しました。この覚書締結により両大学の連携協力がさらに進展することが期待されます。



覚書締結後の記念撮影

右から、江島 義道 京都工芸繊維大学学長、
和田 環 学校法人ノートルダム女学院理事長、
藪内 稔 京都ノートルダム女子大学学長